

平成26年12月17日

各 位

会 社 名 JALCO ホールディングス株式会社
代表者名 代提出取締役社長 田辺 順一
(J A S D A Q ・ コード 6625)

問合せ先

役 職・氏 名 取締役管理本部長 大浦 隆文
電 話 050-5536-9824

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成26年11月21日発表「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」のとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、当社は、平成26年12月3日発表「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」のとおり、課徴金にかかる金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出いたしました。

これを受けて、審判官から課徴金にかかる金融商品取引法第185条の6の規程に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、当社は、金融庁より平成26年12月16日付で、納付すべき課徴金の額1億5,150万円、及び納付期限を平成27年2月17日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

このたびの事態は、取引先による架空取引等の不正行為の判明を端緒としておりますが、当社の内部管理体制の不備により、当該不正行為を看過してしまった結果によるものであります。

当社は、上場企業として重大な責任があることを深く反省するとともに、今回の事態の重大性について厳粛に受け止め、内部管理体制の強化等を通しての再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上